

## 春日井市制限付き一般競争入札実施要綱運用要領

この要領は、春日井市制限付き一般競争入札実施要綱（平成13年4月1日施行。以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 特別な理由がある案件

要綱第2条ただし書に規定する特殊な技術力を必要とする等特別な理由がある案件は、次のとおりとする。

- (1) 特殊な技術力を要する工事等で、業者が限定される案件
- (2) 年間委託等のように年度当初に契約を行わなければならない場合で、予算の成立から契約までの期間が短く、一般競争入札になじまない案件
- (3) 施工場所によって、特定の関係機関との協議が必要となる場合で、業者が限定される案件
- (4) 応急的な災害復旧工事を行う場合その他緊急を要する案件
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるもの

### 第2 入札後に参加資格確認を認める案件

要綱第5条ただし書に規定する市長が入札後に参加資格確認を認める案件は、要綱第2条で定める対象案件のうち、設計金額が150,000,000円未満のものとする。

### 第3 一般競争入札の対象となる案件、金額及び主な入札参加資格要件

要綱別表に規定する一般競争入札の対象となる案件、金額及び主な入札参加資格要件は、別表のとおりとする。工事概要、工期等において特段の理由がある場合は、市長が業種及び案件ごとに春日井市入札業者審査委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

対象案件	対象金額 (設計金額)	主な入札参加資格要件	
土木一式工事、 建築一式工事	30,000,000 円 以上	30,000,000 円以上  150,000,000 円未満	<p>(1) 市内に本店又は支店を有すること。ただし、支店にあつては、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）が案件ごとに決定する。</p> <p>(2) 総合評点 ア 本店にあつては 650 点以上であること。 イ 支店にあつては委員会が案件ごとに決定する点数以上であること。</p> <p>(3) 施行実績 ア 設計金額 30,000,000 円以上 60,000,000 円未満の案件にあつては、過去3年間において、元請として1件が 20,000,000 円以上の官公庁施工実績があること。 イ 設計金額 60,000,000 円以上 150,000,000 円未満の案件にあつては、過去3年間において、元請として1件が 40,000,000 円以上の官公庁施工実績があること。</p>
		150,000,000 円以上	委員会が案件ごとに決定する所在地、総合評点、施工実績等を満たすこと。
舗装、電気、管、 水道、塗装、 造園、その他市長が別に認める 業種の工事	30,000,000 円 以上	委員会が案件ごとに決定する所在地、総合評点、施工実績等を満たすこと。	
施設（クリーン センター、浄化 センター等）で の機械器具、電 気設備（重電、 計装関係）工事 及び点検業務等 委託で市長が定 めるもの	工事（修繕含 む）について は 1,300,000 円以上、委託 については 500,000 円以 上	<p>(1) 愛知県内に本店又は支店を有すること。</p> <p>(2) 委員会が案件ごとに決定する総合評点、施工実績等を満たすこと。</p>	

注 表中「市長が定めるもの」とは、過去の同様な入札において、辞退率がおおよそ60パーセントを超えるもののうち市長が認めるものとする。